

九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801798>

出版情報 : 九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第2章 入試制度の改革

第1節 受験機会の複数化と大学入試センター試験の導入

(1) 18歳人口の増加と臨時定員増

1980年代の高等教育政策は、1986（昭和61）年度以降における18歳人口の急増と急減に向き合うこととなった。1984年1月12日付で文部省大学局長から学長に宛てて出された「今後における国立大学（国立短期大学を含む。）の臨時増募の取扱いについて（依頼）」（文大大第69号）は、大学設置審議会大学設置計画分科会の最終報告取りまとめや臨時行政調査会の答申などを勘案したものであった。そこでは、臨時増募にあたって現有施設等の最大限の有効活用を原則とすること、1986年度から1992年度までを増募計画期間とすること、期間中に8100人（年平均約1200人、その初期に傾斜を図る）の臨時増募を一応の目途とすることなどが周知されるとともに、臨時増募への積極的な対応、臨時増募受入可能見込数等調査への回答が依頼された。なお、文部省は医師、歯科医師、獣医師、初等中等教育教員、船舶職員等の養成にあたる学部学科の臨時増募は予定しない方針を示していた。

これを受けて部局長会議は各学部の意見を確認した上で教養部と協議し、全学的に調整していくこととした（以上「部局長会議議事要旨」1984年1月17日）。文部省としては医学部・歯学部を除く入学定員の2割（九州大学の場合390名）の増募を目途としていたが、1984年3月23日に取りまとめられた九州大学の臨時増募案において増募率は各学部平均で13.4%（ピーク時の増募数262人を医学部・歯学部を除く1983年度入学定員1950人で除したものの）、教養部で12.2%（同じく262人を医学部・歯学部を含む1983

年度入学定員 2150 人で除したもの) となった。この案の取りまとめに際しては各学部・教養部から、①実験・実習等の指導にあたる助手について、現在行われている定員削減計画の停止と定員増を要望したい、②教育研究に不可欠な施設・設備について、教育上支障を来さないよう予算措置を講ぜられたい、③老朽建築物等の有効利用を図るため改修等に要する経費を求めたい、④臨時増募が今後も増加が予想される外国人留学生・社会人・帰国子女の受入れを阻害しないよう配慮されたい、⑤教養部が学部から離れたキャンパスにあり、敷地面積が狭隘である点など、劣悪な立地条件にあることに配慮されたい、といった意向が示されていた(「部局長会議議事要旨」1984年2月17日・3月23日)。このような意向を付して九州大学は文部省の調査に回答することとなった(「第1120回評議会記録」)。

この意向のなかでも示されたように、学生の臨時増募に対応していく上で教養課程のあり方は避けて通れない検討課題であった。そこで、部局長会議における学長の提案により5月8日に学長を委員長とする教養課程検討特別委員会が設置され(「部局長会議議事要旨」1984年4月17日・5月8日・6月26日)、翌1985年3月11日に同委員会は審議結果の中間報告を取りまとめた。

中間報告では箱崎地区における教養部分室の設置が提案された。この分室案は、学生の臨時増募に対応する際に教養部が直面する障害としての教養部キャンパスの過密状態を打開しようとするものであった。その実施にあたっては、必要な人的・物的手当てに対する全学的な協力支援体制が不可欠とされた。分室案については、教養部1年制案、教養課程の廃止・圧縮のテストケースとなるおそれがあることなどにデメリットも指摘されたが、①教養課程の授業(とくに一般教育科目および基礎教育科目)に学部教官の参加・協力が容易となる、②学部教官・学生との接触による教養課程の学生の学習意欲向上が期待される、③いわゆる相互乗り入れが容易となり、4年制一貫教育に向けて前進を図れるといったメリットが重視されたのであった。

分室の設置場所は、当分の間、応用力学研究所跡とするとされた。分室に配置する学生については、単一学部であることが分室のカリキュラムの編成および運営の面において円滑であることから、工学部2年前期の学生が想定された。分室の設置時期は、応用力学研究所跡の改修などが勘案されて1988年4月と予定された。

また、中間報告では1986年度から1992年度までの臨時増募の年次計画も提示された。この計画は、文部省の調査に回答したピーク時の増募数262人に向けて、年度が経過するとともに入学定員を順次増員するとしていた。

この報告の後、3月23日付で文部省高等教育局長から学長に宛てて出された「国立大学における臨時増募の実施について（依頼）」（文高大第126号）は、概算要求に向けて前回調査後の学内の検討状況を把握し、さらに具体的な検討資料を作成する必要があるとして再調査への回答を依頼するものであった（以上「部局長会議議事要旨」1985年4月4日）。各学部・教養部の検討を経て部局長会議が取りまとめ、5月7日の評議会が承認した回答案は、ピーク時の増募数を270人に改め、教養部分室の設置を見据えて工学部の増募数90人を1988年度からに集約した。さらに全学共通の意見として、教養部分室の開設が施設改修等の関係から1988年度となるため、これ以上の1986・1987年度の増員は物理的に困難である旨などが付記されていた（「部局長会議議事要旨」1985年5月7日。「第1135回評議会記録」）。

ところが5月27日に文部省から、1986・1987年度に各4000名程度の臨時増募を行う方針であるため、九州大学も1986・1987年度に前倒しで増募することを検討するよう依頼があった。これを受けて部局長会議では、教養部長が、六本松地区に講義室等を整備する、教養部分室の開設を1987年度からに繰り上げる等の条件を整えられれば1987年度増募開始は可能と考える旨を発言するなど、種々の意見が交換された。結局、教養部分室構想に代えて1986年度から70人、1987年度からさらに200人（計270人）を増募し、教養部の講義室などの整備に配慮を要望する内容の修正案を文部省に回

答することとした（「部局長会議議事要旨」1985年6月4日・6月25日）。その後、文部省の概算要求と大蔵省の査定を経て、1986年度における九州大学の臨時増募は46人となった。1987年度からはさらに205人（計251人）の臨時増募が実施されている（「部局長会議議事要旨」1993年12月10日）。

（2）受験機会の複数化

共通第一次学力試験の実施は従来の一校・二期校間にみられた格差意識の払拭を試みたものであったが、受験生や高校側は国立大学を受験する機会が1度しかないことに強い不満を抱くようになっていった。そうしたなかで1985（昭和60）年9月に国立大学協会は、1987年度から受験機会の複数化に対応すべきであるとの立場から各大学に対してアンケート調査を行った。ここでは受験機会の複数化や連続案・分離案への意見が求められていた。

連続案は第2次試験の実施期日を3月2日から開始するグループ（A）と、3月6日から開始するグループ（B）との2グループに分けて試験を実施し、A・Bいずれのグループに属するかについては各大学・学部の自由とする。一方、分離案は第2次試験の試験期日を前期と後期とに分け、前期については試験開始日を3月2日、合格発表は3月17日まで、後期については試験開始日を3月19日、合格発表は3月31日までとし、前期・後期いずれに属するか、入学定員を振り分けて前期・後期ともに試験を行うかは各大学・学部で決定するというものであった（『会報』第111号、国立大学協会、1986年2月、p.92）。

これを受けて九州大学は10月3日の入学試験審議会で検討し、①受験機会の複数化に賛成するが、その実施の時期や方法を慎重に検討すべきである、②連続案・分離案のうちどちらかといえば連続案に賛成だが、いずれの案にしても多数の入学辞退者が見込まれるため適切な措置を講ずる必要があるなどの旨を回答した（「部局長会議議事要旨」1985年10月22日）。ここには、

入学辞退者の発生による定員の確保に苦慮してきた九州大学の事情が窺える。

このアンケートを基にして審議を重ねた国立大学協会は、11月14日の総会において1987年度から国立大学の受験機会の複数化を実施する方向で検討し、1986年4月末までに具体的な実施方法について結論を得よう努力することとした（「部局長会議議事要旨」1985年11月19日）。さらに国立大学協会入試改善特別委員会委員長（沢田敏男京都大学長）は、12月4日付で各国立大学長宛てに「国立大学の受験機会の複数化に関するアンケートについて（依頼）」を送り、受験機会の複数化に実質的意義を持たせるとともに「旧Ⅰ期・Ⅱ期校制の弊害」を繰り返さないための方法などを尋ねた。このアンケートでは大学・学部が3月1日からと3月6日からの2つのグループに分かれて試験期日を設定する連続案が採用されていた（「部局長会議議事要旨」1985年12月20日）。

これに対して九州大学は、九州地区国立大学長会議での意見交換や入学試験審議会・入学試験検討特別委員会での検討を経て回答を行った。そこでは①「旧Ⅰ期・Ⅱ期校制の弊害」の再現を恐れるあまり、それぞれの大学が伝統的に果たしている役割や機能を損なうことがあってはならない、②国立大学が2つのグループに分かれる場合、学部系統別にも地域的にも著しい偏りがあることは実質的意義を持ちえない、③受験機会の複数化により、受験者および入学辞退者が大幅に増加することが予測されるので、事務体制の整備や経費増への配慮など、万全の措置が必要である、といった見解が示されていた（「部局長会議議事要旨」1986年1月21日。「第1142回評議会記録」「第1144回評議会記録」）。

国立大学協会入試改善特別委員会は回答結果を踏まえて「国立大学受験機会の複数化についての昭和62年度実施原案」および「実施日程（案）」を作成、同委員会委員長（沢田京都大学長から田中健蔵九州大学長に交代）が1986年3月9日付で各国立大学長宛てに「国立大学の受験機会の複数化に関する

るアンケート」(大学宛・第2回)について(依頼)を送って意見を求めた。九州大学は各部局、入学試験検討特別委員会および評議会で回答案を検討し、各大学が個々の志願者の他大学併願状況を正確に把握できるよう配慮する必要があるなどの意見を添えて両案に賛成する旨を回答した(「第1147回評議会記録」)。

そもそも原案は、受験生が2つの大学・学部合格したとき、それぞれの合格発表を確認した後に本人が入学する大学・学部を決定する事後選択制を採用していた。国立大学協会入試改善特別委員会は、合格者の入学辞退に伴う大学・学部の欠員補充業務に目途が立ちにくいというデメリットを認識しつつも、①大学・受験生双方が大学・学部のみならず学科等の選抜単位を生かすことができる、②受験生が2つの大学・学部をともに第1志望として出願することにより、受験機会の複数化を完全な形で実現することができるというメリットを重視して、事後選択制を選択したのであった(「部局長会議議事要旨」1985年12月20日)。ただし原案は、とくに必要があるときという条件を付けて、各大学・学部が志願者に「第一志望」と「第二志望」の別の記入を求めることができるとも記していた。この部分について、より踏み込んだ取扱いを九州大学は要望していたのである。

グループ分けについては、3月11日・4月14日に九州地区国立大学長会議で九州地区の案が検討された。4月17日には国立大学協会長の招集により全国各地の世話大学長が検討を行っている。その過程でまとめられた九州地区のグループ分け案は、「Aグループ」に福岡教育大学、九州大学、九州芸術工科大学、長崎大学、大分医科大学、宮崎大学、琉球大学を、「Bグループ」に九州工業大学、佐賀大学、佐賀医科大学、熊本大学、大分大学、宮崎医科大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学を振り分けるものであった。ただし、この案は1987年度の実施を対象とし、1988年度以降のグループ分けについては固定化せずに今後検討することを前提としていた(「部局長会議議事要旨」1986年3月18日・4月22日。「第1148回評議会記録」)。

4 月 11 日、国立大学協会入試改善特別委員会委員長は各国立大学長に宛てて「国立大学の受験機会の複数化についての昭和 62 年度実施原案」と「実施日程（案）」の改訂版などを送付した。そこでは九州大学などの意見を反映して、各大学・学部が「第一志望」と「第二志望」の別に代えて併願する国立大学名を志願者に調査することができると修正されていた（「第 1148 回評議会記録」）。

このような議論を経て 5 月 7 日の国立大学協会臨時総会は、1987 年度の入学者選抜から各大学・学部の第 2 次試験を A 日程・B 日程の 2 グループに分けて実施することを了承した（「部局長会議議事要旨」1986 年 5 月 8 日）。九州大学は、A 日程グループとして 1987 年 3 月 1・2 日に第 2 次学力試験を実施している。併願状況の調査については、入学者選抜方法等の改善に資するために行い、入学志願者個人に係る合否判定には用いないと断った上で、併願国公立大学・学部（学科）を出願時に入学志願票に記入すること、第 2 次試験終了時に試験室で配布する調査票によっても改めて確認することとした（「昭和 62 年度九州大学学生募集要項」（『入試審議会 昭和 61 年 6 月～』、九州大学大学文書館所蔵）、p.4.）。

（3）分離分割方式への移行

実際に 1987（昭和 62）年度の入学者選抜が実施されると、多くの大学は入学辞退を見越して割り増し合格を出していたものの多数の欠員を生じ、追加合格や第 2 次募集などの対応に追われることとなった（「大学ガックリ 計算違った」、『朝日新聞』1987 年 3 月 26 日付朝刊）。九州大学においても 1986 年度（入学定員 2196 人）は合格者数 2314 人・辞退者数 78 人であったのに対して、1987 年度（入学定員 2381 人）は合格者数 3033 人・辞退者数 570 人となり、辞退者が大幅に増加した（「第 1148 回評議会記録」「第 1161 回評議会記録」）。このような受験機会の複数化の実施結果について九州大学の入

学試験審議会は、定員の確保に成功したと評価する一方で、その労力を省力化するためにも事前選択制の導入を検討すべきであると認識した（「入学試験審議会〔記録〕1987年4月18日、『入試審議会 昭和62年4月～』、九州大学大学図書館所蔵）。

当面の1988年度第2次試験については、1987年4月16日の九州地区国立大学長会議で九州地区のグループ分けが協議され、1987年度と同様とすることが確認された。もっとも、この合意には他地区で大幅な変更がなければという条件が付いていた。その後、京都大学が東京大学と同じB日程への移動を希望するなど、近畿地区がグループ分けの変更を検討しはじめた。京都大学ではダブル合格者の多くが東京大学に流れたために、複数の学部が定員割れを起こしていたのだった（「二番手」の無念、『朝日新聞』1987年3月26日付朝刊）。近畿地区の動きを受けて九州大学においても法学部がB日程、教育学部・経済学部がA・B日程で試験を実施することとした。このような各地区における変更の結果、文科系、とくに法学部のグループ分けは著しい不均衡を生じる事態となった。

5月21日の九州地区国立大学長会議において、九州大学は地区の基幹大学として昨年どおりの日程の維持に向けて法学部を説得するよう要請された。また、同月14日の国立大学協会七地区世話人会議や27日の同理事会において、森亘会長は不均衡緩和のための配慮を繰り返し要請した（以上「部局長会議議事要旨」1987年4月21日・5月8日・6月2日。「入学試験審議会〔記録〕」1987年6月19日、前掲『入試審議会 昭和62年4月～』）。これを受けて九州大学も再検討を行い、法学部は教育学部・経済学部（経済系学科）とともにA・B日程で試験を実施することとなったのだった。

こうして1988年度第2次試験におけるグループ分けの不均衡はある程度解消されたが、入学者の確保をめぐる根本的な問題は依然として残されたままであった。そこで国立大学協会は1989年度以降の入試について早急に検討するため、1987年8月に入試問題連絡会を設置した。入試問題連絡会は、

各地区代表大学長（九州地区代表は九州大学の高橋良平）と国立大学協会会長らによって構成された。8月18日の同会ではまず各地区で検討が行われることとなり、九州地区では九州地区入試問題連絡会で入学者の確定やグループ分けの改善方法について協議が進められた。九州地区入試問題連絡会では、事前選択制に準ずる方法としての合格者調整方式も検討された。この方式は前年8月に九州大学の入試検討特別委員会が検討した事前選択制による合格者決定の新方法を、国立大学協会の入試改善特別委員会が改良したものであった。これら各地区の検討結果が持ち寄られた10月1日の入試問題連絡会は、現行の連続方式を出発点とするとともに、前期日程の試験と合格発表を行った後に後期日程の試験と合格発表を行う分離方式の可能性についても検討することとなった。さらに入試改善特別委員会で検討の結果、分離方式が可能である旨の答申が10月19日付で出された（「部局長会議議事要旨」1987年8月28日・10月20日）。

しかし、入試問題連絡会や理事会においては分割方式を1989年度から全面的に導入することに反対ないし慎重な意見が強かった。そのため入試改善特別委員会は、各地区・大学の意見や自主性を尊重する方法として、少なくとも1989年度の入試については現行の連続方式を維持しつつ、入学定員を前期と後期に分割し、前期日程の合格者の入学手続き完了後に後期日程の合格者を発表する分離分割方式を導入し、両方式を併存させるという報告を10月30日付でまとめた（「部局長会議議事要旨」1987年11月27日）。

九州大学においては、1988年1月8日の入学試験審議会でも1989年度第2次試験実施の方式が議論された。そこでは連続方式の継続を求める意見が大勢を占めたが、法学部は定員の分割なき分離方式の実施、教育学部は旧I期・II期校制の復活を唱えつつ、両学部ともに連続方式か分離分割方式か選択せざるをえないのであれば分離分割方式を採用したいと表明した（「入学試験審議会〔記録〕」1988年1月8日、『入試審議会 昭和63年1月～』、九州大学大学図書館所蔵）。

翌1988年1月11日の九州地区入試問題連絡会は、連続方式と分離分割方式の併存を止むを得ないものとして了承した。同会では、九州大学が法学部と教育学部の意向を受けて一大学における両方式の併存を要望したが、1989年度について九州地区としては従来どおりの連続方式を採用することで意見が一致した（「部局長会議議事要旨」1988年1月19日）。このような議論を経て、2月18日の国立大学協会臨時総会は1989年度入試に連続方式と分離分割方式を併存させることを正式に決定した（「部局長会議議事要旨」1988年2月23日）。1989年度入試において、九州大学は教育学部・法学部が分離分割方式で、その他の学部は連続方式（A日程）で試験を実施している。

（4）大学入試センター試験の導入

1985（昭和60）年6月26日、臨時教育審議会は「教育改革に関する第一次答申」を内閣総理大臣に提出し、偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するため、各大学に対して個性的な入学者選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請するとともに、共通第一次学力試験に代えて国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」の創設を提案するなどした（「教育改革に関する第一次答申」臨時教育審議会、1985年、pp.40-44）。この答申を受けて文部省に設けられた大学入試改革協議会は、7月から新しいテストを軸とする大学入試改革について協議を行い、翌1986年4月21日付で「大学入試改革について—大学入試改革協議会中間まとめ—」を、1988年2月15日付で「大学入試改革について（報告）」をそれぞれ取りまとめた。この最終報告に基づく入学者選抜の改善は、1990年度の選抜を別途として準備が進められることとされた（「部局長会議議事要旨」1986年5月8日・1988年2月23日）。

この間、文部省の依頼に応じて九州大学は入学試験審議会で検討の上、中間まとめに対する意見を提出している。そこでは、受験機会の複数化などの

評価が定まらないうちに新テストを行うと混乱を招く恐れがあるため、1989年度からの実施は時期尚早であると論じ、新テストへの国公私立大学の参加に向けて大学間の密接な連帯と協力・責任体制の確立、新テストの多様な利活用や実施期日についての慎重な検討を求めている（「第1152回評議会記録」）。

一方、国立大学協会は1988年2月15日付で文部省から大学入試改革協議会の最終報告を検討するよう依頼された。国立大学協会の入試改善特別委員会では、「新テスト」について①各大学がそれぞれの大学・学部の目的・理念に応じた入学者選抜を行い、大学教育の水準を維持・向上させるものであること、②高等学校等の教育に与える歪みを可能な限り是正しうるものであること、という基本的視点のもとに種々の論議を重ねた。同時に、全国立大学に大学入試改革協議会の報告への希望・意見等を求めた（「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」に関する検討結果、『会報』第121号、国立大学協会、1988年8月、pp.72-73）。

これを受けて九州大学は、入学試験審議会・学生部の検討を経て4月22日に「大学入試改革について（案）」をまとめている。ここでは、まず「新テスト」の最大の特徴を私立大学の参加に見出した上で、私立大学の参加に伴う実施の体制や責任分担の公平化に注意を促している。また、入学試験における各大学の主体性が主張されるなかで、「新テスト」が第2次学力試験の出題教科・科目の削減に結び付いてはならないことが強調されている。これは、大学入試改革協議会の報告がテストの利活用例として、5教科・5科目程度の総合的な利活用と併せて特定の教科・科目のみの利活用、教科・科目内の特定の分野のみの利活用を挙げていることを受けたものと考えられる。さらに、「大学入試改革について（案）」では、12月下旬という試験の実施日について高校教育に及ぼす影響に懸念が表明されている（「入学試験審議会〔記録〕」1988年4月22日、前掲『入試審議会 昭和63年1月〜』）。

このような各大学の希望・意見等は、国立大学協会の入試改善特別委員会

によって①「新テスト」が内容・理念とも基本的に共通第一次学力試験の改善の延長上にあること、②「新テスト」の内容およびその実施・運用について、各大学の意見・希望等が十分に反映されるような体制がつく



図 11-3 1993 年度大学入試センター試験（教養部試験場）

られること、③「新テスト」の試験場設定基準について慎重に検討すること、④「新テスト」の具体的な内容と利活用のあり方についていっそう慎重に検討すること、⑤「新テスト」の実施期日について慎重に検討を続けること、といった要聖事項にまとめられた（前掲「大学入試改革について（大学入試改革協議会報告）」に関する検討結果 p.73）。

6月13・14日の国立大学協会総会は、入試改善特別委員会の検討結果を了承した。その上で、国立大学協会としては「新テスト」が共通第一次学力試験の改善の延長線上にあるものと理解し、試験内容のなお一層の充実と改善を期待しつつ、「新テスト」とそれぞれの大学独自の理念や創意に基づく第2次試験との適当な組み合わせによって、各国立大学の入学者選抜が行われることを望むという見解がまとめられた（「新テスト」について、前掲『会報』第121号、p.72）。

「新テスト」の実施体制については、大局的見地から国公立大学間で意見の集約・調整等を行うために国公立大学関係者・大学入試センター所長をもって構成する協議組織が設置されることとなった（「（第65回）入試改善特別委員会」、『会報』第122号、国立大学協会、1988年11月、p.16）。この協議組織は、7月29日に「新テスト」の正式名称が文部大臣によって「大

学入試センター試験」と定められたのに伴い（「新テスト名称決定」、『朝日新聞』1988年7月30日付朝刊）、大学入試センター試験協議会として設置された。10月5日の同協議会は、1990年度大学入試センター試験の実施期日を1990年1月13・14日とすることを決定している（「（第66回）入試改善特別委員会」、『会報』第123号、国立大学協会、1989年2月、p.70）。こうして1990（平成2）年度の入学選抜から共通第一次学力試験に代えて大学入試センター試験が実施された。

第2節 推薦入試と社会人入学

（1）推薦入試

共通第1次学力試験の弊害を是正するという文脈において、九州大学は推薦入学の導入にも取り組んでいった。

まず1986（昭和61）年度入試から理学部化学科が九州大学で初めてとなる推薦入学を実施した。これは、化学の勉学に熱意と適性を持つ創造性豊かな学生を受け入れるため、在学高等学校長の推薦を受けた者に対して第2次学力試験を免除し、書類選考と面接選考などによって入学を選抜するものであった（『昭和61年度九州大学入学選抜概要』、1985年7月、p.4）。さらに1987年度入試からは、法学部が法学・政治学の勉学に熱意と適性をもつ創造性豊かな学生を受け入れることを目的として推薦入学を実施した。その対象は在学高等学校長の推薦を受けた者で、選抜は小論文、面接、共通第一次学力試験の成績、提出された調査書・推薦書および健康診断により行うものとされた。また同年度入試からは、理学部地質学科も化学科と同様に推薦入学を実施した（『昭和62年度九州大学入学選抜概要』、1986年7月、pp.4・5）。

一方、理学部数学科は、1988年度入試から第2次学力試験だけでなく共通第一次学力試験も免除する推薦入学を実施するようになった。そこでは、書類選考と面接選考をとおして、知的追求・人格形成等、大学教育全てに耐える意志・資質・能力等を有する者のなかから、とくに数学の勉学に熱意と適性をもつ個性豊かな学生を受け入れることが意図されていた（『昭和63年度九州大学入学者選抜概要』、1987年7月、p.6）。

1990（平成2）年度入試以降は、大学入試センター試験を課さない推薦入学を「推薦入学Ⅰ」と、同試験を課す推薦入学を「推薦入学Ⅱ」と呼称するようになった。同年度からは、法学部が多様化・国際化の只中にある社会現象に関心を持ち、問題発見・解決能力の獲得に可能性を有する学生の入学を期待して、従来の推薦入学を推薦入学Ⅰに変更した。また、工学部土木系学科（土木工学科・水工土木学科）も21世紀に向けて豊かな国土の創造や快適な社会環境づくりに情熱を燃やし、広く国家的・国際的視野に立ってリーダーシップを発揮しうる学生を受け入れるため、推薦入学Ⅰを導入した。同学科の推薦入学では、対象が出身高等学校長の推薦を受けた者とされ、出願資格が高等学校を1990年3月に卒業見込みの者のみではなく、前年3月に卒業した者にも認められていた（『平成2年度九州大学入学者選抜概要』、1989年7月、pp.12-13）。

1993年度からは、理学部生物学科が推薦入学Ⅱを導入した。ここでは生物への興味や生物学に対する熱意はもちろん、具体的な理科学研究などの経験も重視されていた（『平成5年度九州大学入学者選抜概要』、1992年7月、pp.17-18。「入学試験審議会〔記録〕1993年4月22日、『入試審議会平成4年10月～』、九州大学大学文書館所蔵）。1995年度からは、薬学部が研究者を目指す意欲にあふれた学生を受け入れるため、推薦入学Ⅰによって入学者を選抜した（『平成7年度九州大学入学者選抜概要』、1994年7月、p.15）。

(2) 社会人入学

社会人入学の開始

高度経済成長期の日本においては社会の急速な変化に伴って、生涯を通じて行う学習への需要が高まっていった。こうした生涯学習（生涯教育）の観点から文部省は、社会人が実践的な経験を経て明確な問題意識を持った上で勉学を続け、大学に新しい刺激を入れることに意義を認めて、社会人の受入れに関する特別の配慮を各大学に求めることとなった。このようななか、1983（昭和 58）年度入試で名古屋大学法学部が国公立大学の昼間部として初めて社会人の特別選抜を実施した（「名古屋大学で社会人入試」、『大学資料』第 86 号、1983 年 3 月）。

社会人の特別選抜については、九州大学においても入学希望者が多いと考えられる文系学部を中心に検討が進められた（「部局長会議議事要旨」1982 年 12 月 7 日）。その結果、1984 年度入試から教育学部が社会人のための特別編入試験を実施することとなった。この試験は、教育学部以外の大学卒業生について、教育学部の専門課程を履修することを希望し、それに適する資質と能力とを持つと認められた社会人を第 3 年次に編入学させるものであった。いったん他分野の専門教育を受けて社会経験を積んだ者のなかに、大学への再入学、教育心理学の勉学を希望する者が増加していた実情に鑑み、教育学部は、社会的に関心が高まっていた児童・青年の教育指導、障害児の問題など、心理臨床に関する学習・研究の機会を提供することを意図したのである。この試験の募集人員は若干名であり、第 1 次試験で一般教育科目（教育学と教育心理学から出題）と外国語 2 科目（英語、ドイツ語、フランス語から選択）が、第 2 次試験で面接が課された。1984 年度入試においては 11 名が志願し、10 月 18 日の第 1 次試験、20 日の第 2 次試験を経て、26 日に 4 名の合格が発表された（『九州大学七十五年史』通史、p.638）。

大学院の社会人入学

九州大学は社会人に大学院の門戸も開いていった。1992（平成4）年度から法学研究科は、実社会における高度の専門性を要する職業に必要な見識と能力を養成することを目的として、修士課程フレックス・コースを設けた。このコースは、法学部が裁判所と開いてきた判例共同研究会や弁護士会と深めてきた協力関係などの延長線上に位置するものであった。出願資格は大学を卒業した者などで現に職業を有する者、募集専攻と人員は基礎法学・公法学・民刑事法学・社会法・政治学の各専攻を合わせて若干名、選考は口頭試問と研究計画書を総合して行くとされた。1992年度入試においては6名が出願し、1992年3月24日の口頭試問を経て全員が合格した（「第491回臨時研究科委員会議事録」「第492回研究科委員会議事録」）。このうち5人が弁護士、1人が司法修習生（4月より法律事務所に勤務予定）で、全員が民刑事法学専攻であった（「第493回研究科委員会議事録」）。

新聞報道によると、1992年度の場合、講義は少人数のゼミ形式で行われ、民事と刑事に分かれて2週間に1回、約3時間のペースで開かれた。「アメリカ民事手続きと日本企業の対応」「カード破産」など、実際の事件が題材に取り上げられ、訴訟手続きの流れに沿って調書の内容が討議された。取材を受けて、フレックス・コースで学ぶ^{まんねん}萬年浩雄弁護士は「弁護士も生涯教育の一環として常に法運用の理論的な検証をしていくことが大切で、実務をこなしながら研究もできるところに意義がある」と語り、小山勉法学研究科長も「法学教育の理論を実際の法運用にどう生かす[か]を考える上で、刑事、民事それぞれの弁護活動の実情を知ることは大きい」と述べている（「裁判多様化、弁護士6人が九大大学院入学、フレックスコース」、『西日本新聞』1992年11月5日付夕刊）。

1993年度入試においては、公法学専攻4人、民刑事法学専攻10人、社会法学専攻2人、政治学専攻2人の合計18人が合格した（「第505回研究科委員会議事録」）。1993年度からは修士課程フレックス・コースの拡充という文

脈において、修士課程アドバンスト・コースも設けられた。アドバンスト・コースの狙いは、大学法学部を卒業した直後の人々が引き続き高度な専門的・実務的知識を修得する機会を提供するところにあった（「第 497 回研究科委員会議事録」「第 498 回研究科委員会議事録」「第 499 回研究科委員会議事録」）。

大学院社会人入学の拡大

ところで、このころ文部省はリフレッシュ教育の推進を施策に掲げていた。リフレッシュ教育という言葉は、文部省が設けた調査研究会の報告書「リフレッシュ教育の推進のために」（1992 年 3 月）のなかで提案され、高等教育機関が職業人による知識・技術のリフレッシュや新たな修得のために行う教育を意味した。その背景には、技術革新の進展や産業構造の変化に伴い、産業界・職業人が日本社会のさらなる発展に向けて、最新かつ高度の知識・技術の修得を求めていることなどがあった（高等教育局専門教育課「リフレッシュ教育の現状と文部省の施策」、『文部時報』第 1406 号、1994 年 2 月）。このリフレッシュ教育の推進は、九州大学においても大学改革を進めるにあたって意識されるテーマであった（「部局長会議議事要旨」1992 年 3 月 24 日）。1993 年 4 月 20 日には社会人を対象とするリフレッシュ教育の推進を理由として大学院学則が一部改正された。これにより博士課程は、研究者のみではなく、社会の各分野で活躍しうる高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成することも目的とすることとなった（「第 1236 回評議会記録」）。

このようななかで、1994 年度入試からは大学院教育学研究科、経済学研究科、理学研究科、工学研究科が社会人の受入れを開始した。教育学研究科は、大学卒業後 2 年以上の心理臨床経験を有し、心理臨床に携わる社会人を対象に高度の専門的能力を養うことを目的として、修士課程第Ⅱ類心理臨床コースを開講した。募集人員は若干名、考査は筆記試験（教育心理学概論・臨床心理学概論と英語）と書類審査による第 1 次試験と、口述試験と健康診断に

よる第2次試験で行うとされた。第1次試験が1993年10月5日に、第2次試験が翌6日に実施され、10月13日に合格者が発表された（「研究科委員会記録」1993年6月16日・10月13日）。

経済学研究科は、高度の専門性を身に付けたいという社会人のニーズに応えるため、入学時において大学卒業後3年以上経過している者を対象として修士課程の社会人特別選抜を実施した。募集人員は経済学・経営学・経済工学の各専攻を合わせて約5名、入学者の選抜は筆記試験（経済・経営事情に関する小論文）、口頭試問のほか出身大学の調査書、健康診断等を総合して行うとされた。1994年3月2日に試験が実施され、同月16日に2名の合格が発表された（「第559回研究科委員会議事録」「第566回研究科委員会議事録」）。1995年度入試からは入学者の多様化を図る観点から、修士課程の学生を博士進学コース、修士専修コース、社会人リフレッシュコース、外国人留学生特別コースの4コースに分けて募集することとした。社会人リフレッシュコースは、専門性の高い職業人の養成と社会人の再教育を目指すコースと位置づけられ、研究をさらに深めたい場合には博士後期課程への道も開かれていた。その対象・募集人員・選抜方法は1994年度入試と同様で、1994年9月8日に試験が実施され、同月22日に3名の合格が発表された（「第571回研究科委員会議事録」「第572回研究科委員会議事録」「第576回研究科委員会議事録」）。

理学研究科は、官公庁・民間企業等に在職する研究者が基礎的な研究能力を養成するとともに、より高度で専門的な知識を修得する制度として、修士課程と博士後期課程の化学専攻に社会人特別選抜の制度を設けた。出願資格は、修士課程においては大学を卒業するなどして2年以上勤務し、所属長から推薦された者、博士後期課程においては修士の学位を有する者の場合は2年以上、外国で修士の学位に相当する学位を授与された者などの場合は4年以上勤務し、所属長から推薦された者であった。選抜は、修士課程においては筆記試験（基礎化学・専門化学・英語）と口頭試問によって、博士後期課

程においては筆記試験（英語・専門化学）と、これまでの研究経過および博士後期課程入学後の研究計画に関する口述試験によって行うとされた（「研究科委員会議事録」1993年11月24日）。1994年度入試では、1994年3月15・16日に博士後期課程の選抜試験が実施され、1名が合格した（「研究科委員会議事録」1994年3月15日・4月13日）。

工学研究科は、技術革新の進展や産業構造の変化等を背景として、社会人の再教育など大学院に対する社会の要望に応えるため、博士後期課程の特別選抜を実施した。その出願資格は、修士の学位を有するなどしており、2年以上、官公庁・民間企業等において研究に従事し、入学後も引き続き身分を有する者で所属長の推薦を受けた者に認められた。募集人員は各専攻若干名、入学者の選抜は専攻ごとに口頭試問と、必要に応じて筆記試験を併用して行うとされた。1994年9月5・6日に試験が実施され、志願者19名全員が合格した（入学時期は1994年11月1日）。19名の出願資格は、修士の学位を有する者10名、外国において修士の学位に相当する学位を授与された者2名、文部大臣の指定した者6名、工学研究科において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者1名であり、多様なバックグラウンドの社会人が入学することとなった（「研究科委員会〔記録〕」1994年6月15日・9月21日）。

1995年度入試からは薬学研究科も教育・研究面における大学と社会の一層の交流を図るため、修士の学位を有するなどし、官公庁・民間企業等に勤務していて入学後もその身分を有し、所属長から推薦を受けた者を対象として博士後期課程の社会人特別選抜を実施した。募集人員は若干名、選考は学力検査・健康診断・推薦書・研究論文・修士論文・面接等を総合して行うとされた（「第506回研究科委員会議事録」）。この特別選抜にあたって、薬学研究科は募集要項とパンフレットを各企業等へ送付するなど、積極的なPR活動を展開している（「第509回研究科委員会議事録」「第510回研究科委員会議事録」）。試験は1995年3月7日に研究論文発表、8日に筆記試験（専攻

科目・英語)、9日に面接が行われ、同日、志願者2名全員の合格が決定した(「第513回研究科委員会議事録」「第514回研究科委員会議事録」)。

(3) 編入試験の拡大

編入試験の拡大

工学部は1986(昭和61)年度から工業高等専門学校からの編入学を開始した(『九州大学七十五年史』通史、p.638)。1991(平成3)年度からは商船高等専門学校からの編入学も実施されるようになった。

一方で高等専門学校においては、科学技術の高度化や産業構造の変化などに伴って卒業後もより高度な教育を望む学生が増加していった。このような状況も受けて1991年2月8日に大学審議会が文部大臣に答申した「高等専門学校教育の改善について」は、大学における3年次の編入学定員枠を拡大し、高等専門学校卒業者の大学への編入学を促進することの重要性を主張した。その上で、大学側に対して高等専門学校を積極的に評価する、具体的には①編入学にあたって高等専門学校での既修得単位の認定を弾力的に行う、②編入学年次をできるかぎり3年次とし、2年間で修了させるようにするなどして編入学を促進することが要望された(以上「主任会〔記録〕」1992年10月14日)。

これを受けて工学部は各学科で検討の結果、1994年度の編入学から募集人員を10名程度から15名程度に増加し、修業年限を3年以上から2年以上に短縮した。また、既修得単位の認定も一般教育の課程における科目(一般教育科目・基礎教育科目・外国語科目・保健体育科目)は46単位以内から68単位に拡大し、専門課程における科目も編入学試験と入学時の就学指導によって専門教育科目の単位として認定することがあるとした。その一方で筆記試験については従来の試験が共通科目と改められ、新たに専門教育科目の試験が設けられることとなった。1994年度の編入学試験は20名が受験し、1993

年8月24日に共通科目の筆記試験、翌25日に専門教育科目の筆記試験と口頭試問が実施され、9月8日に15名の合格が発表された（以上「教授会〔記録〕」1993年4月14日・5月19日・9月14日）。

理学部においても数学科が1994年度から、物理学科が1995年度から自然科学の勉学に意欲のある学生に広く門戸を開くため高等専門学校卒業者の編入試験を実施し、2年次までの専攻科目の単位をすでに取得しているものと認めて3年次に入学させることとなった。これにより数学科に1994年度に7名、1995年度に7名、物理学科に1995年度に4名の編入学生が受け入れられた（『九州大学理学部の現状と課題（その2）』、九州大学理学部、1996年、p.11）。

第3年次編入学制度については、1994年度から経済学部も導入することとなった。募集人員は経済・経営・経済工の各学科ともに若干名、出願資格は、①学士の学位を有する者および1994年3月に学士の学位を取得する見込みの者、②短期大学または高等専門学校を卒業した者および1994年3月に卒業見込みの者、③修業年限4年以上の大学において第2年次以上に在学する者、または在学した者で、大学において62単位以上を修得している者および1994年3月に修得見込みの者、④外国の大学において学校教育における14年以上の課程を修了した者および修了見込みの者、のいずれかに該当する者とされた。入学者の選抜は筆記試験と健康診断により行われ、1994年3月1日に外国語、経済学の基礎問題（3学科共通）、社会科学に関する小論文と数学（経済学科と経営学科で実施、いずれかを選択）、数学（経済工学科で実施）の試験が実施され、140名が受験した。3月16日には17名の合格が発表された（「第902回教授会議事録」「第911回教授会議事録」）。この経済学部の取組みについては、文部省大学入試室から「入試のバリエーションを増やし、三年次から入学できる点で、学生に選択の幅が広がったと言える」、地元紙からも「他大学の違う学部の現役学生や中退者、社会人、留学生などに門戸を広げる全国でも珍しい試み」と評価された（「九州大学経済学部、

来春から3年次入試、他大学から編入OK」、『西日本新聞』1993年11月29日付朝刊)。

「飛び級」

ところで、1988(昭和63)年12月19日の大学審議会答申「大学院制度の弾力化について」のなかには、研究者として優れた資質を有する者に早期から大学院教育を実施するため、学部を卒業していない者であっても大学に3年以上在籍し、それぞれの大学院が定める所定の単位を修得した者については修士課程および博士前期課程への入学資格を認めることが適切であるとすする提言があった。ただし、医学・歯学などの分野については、学部・大学院の修業年限などが他の分野と異なるため、別途検討を要するとされた(「大学院制度の弾力化について(答申)―昭和63年12月19日 大学審議会答申―」、『大学資料』第113号、1990年3月、pp.32-33)。これを踏まえて文部省が学校教育法施行規則を一部改正したのを受けて、九州大学も大学院学則の一部改正により、大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと大学院が認めた者も修士課程に入学することができるとした。この改正は1989(平成元)年12月12日に施行され、同年9月1日から適用された(「第1194回評議会記録」)。

このいわゆる「飛び級」制度を九州大学で初めて導入したのは法学研究科(1992年度の修士課程入学者募集)であった(「第481回研究科委員会議事録」「第482回研究科委員会議事録」)。1993年度からは経済学研究科、工学研究科、総合理工学研究科が学部3年次学生を対象に大学院修士課程学生募集の特別選抜を実施することとした(「部局長会議議事要旨」1992年11月17日)。その結果、学部3年次から工学研究科に3名、総合理工学研究科に1名、経済学研究科に1名(計5名)の学生が進むこととなった(「九大で初の飛び級、3年生5人が修士課程へ」、『西日本新聞』1993年3月25日付朝刊)。